

実証試験結果報告書の試行的な検証結果

実証試験結果報告書については、客観性・第三者性を確保しながらも、広報媒体としての有効性・妥当性を高めるため、実証試験結果報告書の作成要領（参考資料1）とそのチェックリスト（参考資料2及び3）を活用した、試行運用を行うことにより改善を図ってきた（平成24・25年度は実証試験結果検証小委員会を設置し検討、平成26・27年度は有識者2名に対し報告書検証のためのヒアリングを実施）。

また、広報資料については、各技術分野の特性を踏まえつつ、資料の分量を減らし、実証申請者等における営業資料として使いやすいものとするため、平成25年度よりご協力いただける技術分野を対象に、試行的に実証試験結果報告書概要部分の様式を見開き2ページ程度（技術分野によっては4ページ程度）に切り替えることを検討した。

その結果、4年の間に広報媒体としての有効性・妥当性は一定程度改善されるとともに、作成要領全体を要約の上、全分野の実証試験要領に盛り込むことを各技術分野の技術実証検討会で検討いただいた結果、全ての技術分野で盛り込むことが決定し、平成28年度以降は、実証試験結果報告書の有効性・妥当性・適切性を“自律的に”確保できるプロセスの確立が可能となる形はできたと考えられる。

一方、4年間の検証作業を経て以下の課題が積み残しとなっており、これらに関して各技術分野の報告書作成過程において継続的に対応をご検討いただくとともに、実証運営機関としても引き続きサポートしていくことが重要と考えられる。

※参考：本資料における『適切性』、『有効性』、『妥当性』の定義：

- ・技術的適切性：資料に間違いや齟齬がなく、資料の狙いを適切に読者に伝えることができるか？
- ・有効性：『第三者実証』の趣旨を体現した、実証試験結果の正確な報告と「実証済技術や当該技術分野の普及拡大」を両立可能な実証試験結果報告書及び実証冊子を目指す上で、当該資料が十分な効果を上げることが期待できるか？
- ・妥当性：使用される場面や用途等を想定した場合に、当該資料がその目的を達成することができるか？

項目	検証作業の中で出された課題	対応方針（案）
一 実証試験の内容	<p>(1) 実証試験参加者と責任分掌について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状報告書作成要領上では、実証試験参加者の個人名まで記載することとしている。 ・一方、報告書公開後に担当者、責任者が変更になり、ユーザーからの問い合わせで苦慮したケースも指摘されている。 ・これに関しては、ISO-ETVにおいても、「試験結果の報告に盛り込まれるべき事項」が“shall”で規定される見込みとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>個人名は「実証機関の管理技術者のみ」示すこととしてはどうか。</u> ・<u>その他の参加者については、ユーザーからの問い合わせを容易なものとするため、「所属組織」及び「部署名」までを示すこととしてはどうか。</u>
二 実証試験の結果と考察	<p>(2) 実証試験結果の考察について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書検証のための有識者ヒアリングにおいて、以下の指摘が見られた。 ・客観的な判断基準や一般的なレベル、他方式との比較などが示されていないので、実証技術が優れているか判断できない。 ・一方、ETV事業の位置付けとして、「一定の基準を満たしているかどうかではなく、客観的なデータとして示すこと」と「ユーザーによる製品・技術の比較しやすさ」との間で、未だベストポジションを見出せていない感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験結果報告書は、主には関心のある事業者が閲覧していると考えられるが、一般消費者等にとっても理解できる内容であることが技術の普及の点でも望ましい。 ・しかし、全てを丁寧に書いていると膨大な頁数となり、かえって読み手の意欲を無くさせる可能性もある。 ・<u>試験結果報告書の読む際の“手引き”を作成することもニーズの高い分野では一案と考えられる。</u> 報告書の資料編に載せる、もしくは別冊として用意することが考えられる。
	<p>(3) 実証試験結果の考察について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書検証のための有識者ヒアリングにおいて、以下の指摘が見られた。 ・実証試験結果の記述に留まっており、「実証事業としての意義」、「技術としての新規性」、「従来技術に対する優位性（経済性等）」等に関する記述が無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の項目については、客観性の点で書きにくい部分もあると思われる。 ・本項目については報告書作成要領上で「推奨事項」として整理しているため、<u>報告書作成要領の記載例として提示できないか、次年度以降検討を行う。</u>